

「障害者理解のための教育と啓発」について

—特別支援教育の中での取り組み—

■ 交流及び共同学習を通しての理解と啓発

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が学校教育の一環として活動を共にすることを「交流及び共同学習」と呼んでいます。

「交流及び共同学習」は、障害のある子どもたちにとっては、生活経験を広げる良い機会となるとともに、集団生活の経験を通して社会性を育むことが出来るという意義があります。また、障害のない子どもたちにとっては、障害のある子どもとその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解しともに助け合い、支えあって生きていくことの大切さを学ぶという意義があります。

これらの意義を踏まえ、地域や学校の実態に応じて様々な取り組みを行っています。

【参考】障害者基本法第14条

第14条 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のある児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

■ 交流及び共同学習の取り組み事例

- ① 特別支援学級に在籍する児童生徒と通常の学級の児童生徒が、学校行事、教科学習、特別活動、総合的な学習の時間、その他日常的な活動等さまざまな場で交流及び共同学習を行う。
- ② 総合支援学校と小・中学校等との間で、学校行事や総合的な学習の時間で直接的にふれあう活動を実施。
 - ・ 厚南小学校 2年、4年、5年生が学級ごとに宇部総合支援学校を訪問し、ふれあい活動の実施。
 - ・ 厚南中学校の運動会のリハーサル時に宇部総合支援学校の生徒を招き一緒にダンス活動。
- ③ 居住地校交流として、総合支援学校に就学している児童生徒が居住地のある小中学校の児童生徒と個別に交流や共同学習を実施。
 - ・ 宇部総合支援学校、山口総合支援学校、山口南総合支援学校等に就学する児童が居住地の小中学校で年3～4回程度、教科の学習活動や、学年行事等に参加。

【参 考】

■市内小・中学校特別支援学級設置状況（平成 25 年度）

小学校名	知的	肢体	自情	難聴	病弱
東岐波	○		○		
西岐波	○		○		
恩田	○		○		
上宇部	○	○	○	○	
岬	○	○	○	○	
見初	○	○	○		
琴芝	○	○	○		
神原	○	○			
新川	○	○	○		○
鶉ノ島	○		○		
藤山	○		○		
厚南	○		○		
原	○				
厚東					
二俣瀬					
小野			○		
常盤	○	○	○		
小羽山	○		○		
西宇部	○		○		
川上	○	○	○	○	
黒石	○		○		
吉部	○				
万倉					
船木	○		○		
計	20	8	18	3	1

中学校名	知的	肢体	自情	難聴	病弱
東岐波	○		○	○	
西岐波	○		○		
常盤	○		○	○	
上宇部	○		○		
神原	○	○	○		○
桃山	○		○		
藤山	○		○		
厚南	○		○		
厚東			○		
小野	○		○		
川上	○		○		
黒石	○		○		
楠	○				
計	12	1	12	2	1